

第18回一関市景観審議会会議録

- 1 会議名 第18回一関市景観審議会
- 2 開催日時 令和3年9月6日(月)午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 開催場所 一関市役所 特別会議室
- 4 出席者
委員 オンライン出席 北原啓司委員長、三宅諭委員、菊池泰一委員
松村秀男委員、紺野憲彦委員
会場出席 菊池薫委員、阿部新一委員、村上恵志委員、
佐々木賢治委員吉野靖委員、原田哲委員、高橋系子委員
(※欠席者3名 三浦幹夫委員、伊藤周平委員、橋本温子委員)
アドバイザー 一関農村整備センター 千葉忠明主任主査、阿部文弥技師
事務局 鳴原吉隆建設部長、藤倉忠光建設部次長兼都市整備課長、
金今進建設部次長兼都市整備課技術担当課長、
佐藤高志課長補佐兼建築指導係長、金森昭彦主査
- 5 議事
(1) 議案第1号 景観形成重点地区(巖美溪周辺地区)における、その他土地の形質の
変更について
(2) その他
- 6 報告
(1) 景観の届出状況について
- 7 公開、非公開の別 公開
- 8 傍聴者 2人
- 9 市長挨拶(鳴原吉隆部長代理挨拶)
本日は、ご多用中のところ一関市景観審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。
委員の皆様には、当市の美しい景観の保全・形成に対し、日頃よりご理解、ご
協力いただいておりますことに、感謝を申し上げます。
本日の審議会では、「景観形成重点地区(巖美溪周辺地区)におけるその他土地の形
質の変更について」のご審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたしま
す。そのほか、報告事項として、景観の届出状況についてを予定しております。よろし
くご審議を賜りますよう、お願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。
- 10 諮問
- 11 議事

議案について資料に基づき事務局から説明を行った。以下、質疑応答等。

景観形成重点地区（厳美溪周辺地区）における、その他土地の形質の変更について審議会へ諮問した。

委員 異議なし。

委員 景観形成重点地区（厳美溪周辺地区）における、その他土地の形質の変更について、当審議会は、原案どおり妥当と認めることとする。

12 答 申

景観形成重点地区（厳美溪周辺地区）における、その他土地の形質の変更について、慎重に審議を重ねた結果その内容は妥当であると認め原案に異存がない旨審議会から答申された。

13 報告

資料に基づき事務局から説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 色彩の変更について、現状のまま、色の変更なしとの申請だが、一関市景観審議会の資料20ページに色が示されているが、このような色にもっていききたいなどの指導があるのか。

事務局 添付している資料は、一関市景観計画の資料となっている。ご質問いただいたのは本寺地区の届出内容なので、本寺地区景観計画の方が厳しい基準となっている。本寺地区においては、同系色でも変更の届出を提出していただいている。一関市景観計画においては、本市として色の指定はない。彩度のみ指定している。

事務局 資料の20・21ページは、一関市景観計画の抜粋で、基本的には一関市景観計画内においては、外壁は彩度6以下にするよう誘導・指導している。屋根であれば、彩度6以下若しくは、色相によっては3以下に誘導している。塗装する時には誘導しており、本寺地区景観計画の届出は、ハードルが高く、10平方メートルの塗装でも届出が必要である。一関市景観計画では、個人住宅については届出の対象としていないため指導を行っていない。景観形成重点地区は、現在2か所あり、厳美溪周辺地区と世界遺産平泉周辺地区がある。世界遺産平泉周辺地区では、高さの規制や風力、太陽光の制限を設けている。

委員 景観の届出の報告をいただいたが、県南広域振興局の説明された中で山腹崩壊の届出の件数が多いと思うが、例年このくらいあるのか、地球温暖化の影響で増えているのか参考までにお聞きしたい。届出がなされた時、どの様な指導がなされているのかも教えてほしい。

事務局 山腹崩壊の届出件数については、例年はほとんどないが、今年は、多かった。

届出時の指導内容については、コンクリートの補強計画なので、着色等の指導をしていない。

委員 緑化をしてくださいということではないのか。

事務局 工法によっては、緑化できるものとできないものがあるので、そこまでは指導を行っていない。

委員 NEC跡地の買取りを市が検討していたが、議会で否決されて買取できない状況である。市が最初に話していた虫食い状況になったら活用できないという話だが、都市計画の用途は、工業地域となっており、駅西口側は商業系の用途になっている。NEC跡地を乱開発されてしまうと景観上もよくないと考えている。駅前の一等地なので景観をいかに保つかという事を景観の立場から考えておいた方がいいのではないか。

事務局 NEC跡地は、都市計画区域の工業地域となっており、景観条例の区域内にもなっている。虫食い状態になるかどうかというのは、一つは市の方針として、都市計画の方針に合致するかどうかというのと、景観の色合いや用途なども重要な視点になる。例えば、病院の脇に工場が建設される、学校の脇に夜の営業の商業施設が建設されるなどといったことを指すのであれば、基本的に都市計画法の用途地域で制限が掛けられ、さらに虫食い状態にしないために、地区計画を定める方法もあるので、都市計画を所管する当課としては、次の方針が決まるまでは、適正な都市計画の運営を行っていく。

委員 用途地域が工業地域であれば、建築できる物も種類が少ないので、市が手に入れたとしても、用途地域を変更しないかぎり何もできないので、何にも使えない土地が虫食いの的に広がってしまう可能性がある、用途地域を準工業にでも変えるなどすれば、色々な建物を建設できるようになると思う。

事務局 用途地域を変えると、規制の緩和になるので、住民の意見、懇談会や審議会を開催してから変更をする必要があるので、市民の皆さんと相談をさせていただきながら進めたい。

委員 岩手は、大都市から見れば、地方だと思うが、観光で来る皆さんには、田舎風景、山、川が売りではないかと思う。ただ、高速道路沿いに大きな太陽光発電施設があり、東北も電気を作る時代になってきているが、それに対する景観と太陽光発電とはどういう関係があるのか、景観の方針とか、指針とか基準とかはどの様になっているのか伺う。

事務局 高速道路から見える太陽光発電設備は美しいものではないと捉えている。一関市景観計画は、市全体では、太陽光発電について定めているものはない。景

観重点地区、世界遺産平泉周辺地区では、太陽光発電設備は高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるものについて、届出が必要になる。それ以外については、太陽光、風力発電は規制をしていない。自然エネルギーも見直しされており、市の施策で推奨している部署もある。今後、景観部局でも検討しなくてはならないと考えているので、皆様と話協議しながら進めて行きたい。

委員 風力発電も含めて、地球環境を考えると大事なことは分かるが、景観について議論していい時期だと思う。本当にこの地域に必要なものなのか、景観についても議論していかなければならない。世界遺産等は、制限しているが、岩手県内にもメガソーラー、風力発電もあるので、県としての意見はどうか。

アドバイザー 岩手県の景観計画では（盛岡市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町及び一戸町以外の区域）では、太陽光パネルの設置は届出対象行為としておらず、太陽光パネルの設置に伴ういわゆる造成等が、一定の規模を超えるものを届出対象としている。

委員 太陽光発電について、景観の視点でも議論する時期にきているという話があったので、方向性を示していただけでよかった。

委員 先ほどの世界遺産平泉周辺地区が一番厳しく、県で一律にやっているわけではなく、誘致の話が先にあったのが実態で、景観を考える時期にきている。事務局から太陽光発電については宿題との話があったので、今後どうするのかしっかりと検討してほしい。

事務局 今回の審議会で予定していた、景観まちづくり賞の審査については、新型コロナウイルス感染症に対する、岩手県独自の緊急事態宣言が発せられたことを受け延期させていただいたところである。4月1日から6月30日まで募集したところ、景観部門5件、まちづくり活動部門2件の応募があった。新型コロナウイルス感染症の状況をみながらだが、12月頃に本年度の景観まちづくり賞の審査をお願いしたいと考えている。

事務局 本日の審議お疲れ様でございました。また、頂戴いたしましたご意見、ご指摘事項などは、宿題を忘れないように、今後の景観計画に反映させていく。

14 担当課 建設部都市整備課